

2024年8月5日

大阪府三島府税事務所  
所長 野口 裕史 様

自治労大阪府職員労働組合  
税務支部 三島分会  
分会長 小畑 敏明



令和7年度予算編成にかかる職場環境整備等の要求について

三島府税事務所に勤務する組合員の健康管理と福利厚生の実を図り、健康  
で安心して働くことができる職場づくりのため、別紙のとおり要求します。

- 1 自治労府職税務支部三島分会との労使慣行を遵守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。
- 2 税務手当について、給料の調整額に移行すること。
- 3 安全衛生委員会の強化、安全衛生情報の提供などにより、身体面だけでなく、精神面も含めた健康管理体制の充実を図ること。
- 4 労働安全衛生の観点から、庁舎内の空調について、年間を通じて適温かつ正常に運用・管理を行い、感染症対策のため、換気を保つこと。  
なお、近年増加傾向にあるアレルギー等の症状緩和のためにも、執務室内空調吹き出し口等の必要に応じた清掃について、空調管理の委託契約変更（更新）時に対策を講じること。
- 5 職員の健康管理の観点から、休憩場所については、今後も必要な整備を行うこと。
- 6 職員の衛生管理の観点から、各階トイレの定期的な清掃を行うこと。
- 7 職場の安全確保の観点から、公用自転車について定期的に点検・整備を行うこと。また、公用車についても、業務に支障がないよう定期的な点検・整備を行うこと。
- 8 感染対策のため、来客が多い、総合受付窓口・管理課窓口・銀行窓口付近の過密化を解消するため、ロビー棟の活用など改善措置を図ること。
- 9 保管資料の増加に伴う執務室内の狭隘について、安全確保・災害対策の観点から、執務室外に書庫を確保するなど抜本的なレイアウト変更に努めること。
- 10 労働安全衛生の観点から
  - ・感染症対策に必要な物資の充実を継続して図ること。
  - ・床（タイル）の点検・補修及びOAフロアー化など安全対策を行うこと。

## 【要望事項】

- 1 1階の複合機にPDF作成機能を追加すること。
  - 2 業務に必要な書籍・備品・消耗品等を、業務に支障のないよう措置すること。
    - (1) 破損した椅子について、修繕・交換を行うこと。
    - (2) 電話機等の破損(コードのねじれ等)について、修繕・交換を行うこと。
  - 3 エレベーターを地下まで延伸すること。実現するまで、地下を使わなくて済むように、文書の保管場所を新設すること。
  - 4 労働安全衛生の観点から、必要な措置を行うこと。
    - ① 物品の配備・交換
      - ・一階以外のトイレにも、便座除菌クリーナーディスペンサーなどを配備すること。
      - ・空気清浄機の消耗品(使用期限が切れたフィルター等)を交換すること。
    - ② 清掃委託の以下の点について、改善願いたい。
      - ・トイレの壁にクモの巣やカビが付着しており、酷い箇所は一面にあり、階段やトイレ等に虫も発生しており、衛生面に問題がある。委託内容を履行するよう、受託業者に申し入れいただきたい。
      - ・一階トイレは、多数の方(来庁者も含む)が利用されるため、不衛生な状況になりやすい。トイレ(便器、床、手洗い等も含む)の清掃回数を増やし、清掃作業を十分に行うこと。
    - ③ 空調の風を直接当たるのを防ぐため、執務室内の吹き出し口に機器等を設置または調整で対応を行うこと。
  - 5 税務端末の使用の際の安全対策として、以下の措置を講じること。
    - ・ブルーライトから目を保護するためのシートを配備。
    - ・肩こり防止のための、PCスタンドの配備
    - ・端末の次期更新時に大型ディスプレイに更新されるよう、税務局に働きかけること。
  - 6 昼食時の混雑緩和のため、電子レンジの増設すること。
  - 7 カスタマーハラスメント対策及び職員の安全を確保する観点から以下の項目について、措置を講ずること。
    - ① 外線電話対応
      - ・録音機能と録音する旨のメッセージをアナウンスする機器の設置
      - ・ナンバーディスプレイでの表示
      - ・録音機能付け電話もしくは、通話内容を録音する機器の設置
    - ② 来客対応
      - ・防犯カメラの設置。
      - ・さすまた及び防護たての購入・設置。
      - ・大型の消火器(すぐに使用できるもの)の設置。
      - ・名札を姓のみ表示に変更する。
  - 8 交通不便な用務先に出張する際にはタクシー等の利用も認めること。
- ※ 休職・病気休暇等により、欠員が生じた課については、非常勤対応も含め、早急かつ柔軟な対応で人員の補充に努めること。
- 他の部署への応援業務について、強制とならないよう職員の希望を尊重すること。